

## ◆教育・保育の量の見込みと確保方策

- 教育・保育提供区域・・・町全域を1区域として設定します。
- 教育・保育の利用実績およびニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保方策を設定します。

### 【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

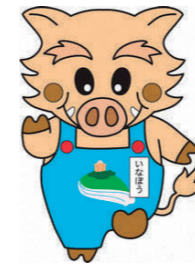
単位:人	令和2年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み	392	310	156	318	252	149
②認定こども園	330	172	98	330	172	98
②確保方策						
保育所	—	144	75	—	127	75
幼稚園	390	—	—	260	—	—
②計	720	316	173	590	299	173
差(②-①)	328	6	17	272	47	24

### 【認定の区分】

- 1号認定：3～5歳  
教育標準時間認定  
(幼稚園・認定こども園)
- 2号認定：3～5歳  
保育認定  
(保育所・認定こども園)
- 3号認定：0～2歳  
保育認定  
(保育所・認定こども園・小規模保育所等)

## ◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	区分	単位	令和2年度	令和6年度	事業概要
①地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	延べ人数	8,894	8,357	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言等を行います。(町内3か所)
	②確保方策	延べ人数	8,894	8,357	
	差(②-①)		0	0	
②利用者支援事業 基本型・特定型・母子保健型	①量の見込み	か所	2	2	適切な地域子ども・子育て支援事業が円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談支援を行います。
	②確保方策	か所	2	2	
	(内訳)	(基本型1か所、母子保健型1か所)			
③一時預かり事業(幼稚園型)	①量の見込み	人日	6,981	6,571	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
	②確保方策	人日	7,200	7,200	
	差(②-①)		219	629	
④一時預かり事業 (幼稚園型以外)	①量の見込み	人日	6,293	5,545	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
	②確保方策	人日	6,293	5,648	
	差(②-①)		0	103	
⑤病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	①量の見込み	人日/年	133	116	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。
	②確保方策	人日/年	133	116	
	差(②-①)		0	0	
⑥ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	①量の見込み	人日/年	139	125	児童の預かり等の援助を受ける希望者と当該援助を行う希望者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
	②確保の内容	かわにしファミリーサポートセンター(川西市)の猪名川町民の利用状況による			
⑦放課後児童健全育成事業	①量の見込み	人/年	382	335	小学生児童に対し、授業終了後に余裕教室や児童館を利用し適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
	②確保方策	人/年	382	335	
	差(②-①)		0	0	
⑧妊婦検診	①量の見込み	人/年	271	237	妊娠期間中の適時に必要に応じた①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施します。
	②確保の内容	猪名川町委託医療機関で基本的な健診、必要に応じた医学的な検査を実施。			
⑨乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	人/年	145	128	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
	②確保方策	助産師3人、保健師3人体制で実施。生後4か月以内対象。			
⑩養育支援訪問事業	①量の見込み	人/年	13	13	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
	②確保方策	実施体制：2人 実施場所：対象者宅			
⑪子育て短期支援事業(短期入所生活援助事(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	①量の見込み	人	3	3	保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
	②確保の内容	委託団体等：御殿山ひかりの家、養照学園、伊丹乳児院、いながわ子供の家等			
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業の考え方	対象となる世帯の把握に努め、必要に応じて、実費徴収に係る補足給付事業を実施。			保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の費用等を助成します。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業の考え方	事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性等を主な観点として、事業者と協議を実施。			特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進します。



## 第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年3月

## ◆計画策定の趣旨と背景

- 平成30年の全国の合計特殊出生率は1.42であり、兵庫県はそれをやや上回る1.44となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。
- 本町における近年の合計特殊出生率は1.0前後で推移し、極めて低い値となっており、速い速度で少子化が進んでいることから、少子対策・子育て支援は非常に重要な課題となっています。
- 本町では、「猪名川町子ども・子育て支援事業計画」(第一期計画)を平成27年3月に策定し、多様な子育て支援事業を推進しています。
- 本計画は、第一期計画が令和元年度末をもって終了することから、子育て支援に関する住民ニーズ調査を実施し、猪名川町の現状と課題を分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## ◆計画の位置づけ

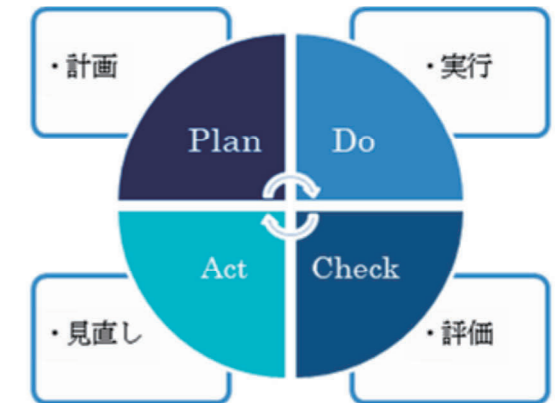
- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」(任意策定)と一体的に策定します。
- 本計画は、町の最上位計画である「猪名川町総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。

## ◆計画の期間

- 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間

## ◆計画の推進に向けて

- 本計画の推進に向けては、PDCAサイクルによる進行管理を行います。計画(Plan)に基づく取り組み(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえ計画の改善(Act)を図ります。
- このため、計画策定にあたり、内容を審議してきた「猪名川町子ども・子育て会議」が、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体等から得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。
- 計画の基本理念である「いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川」をめざすためには、住民一人一人が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。また、関係機関、団体等との協働・連携により計画を推進します。
- 国や県とも連携して、施策の推進に取り組みます。





# 基本理念

いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川

# 重点的な取り組み

## 基本目標

## 施策

## 施策展開・事業

### 1 子育て支援体制の充実

- すべての子どもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、健康づくりや医療、子育てについての悩み・不安や負担感の軽減に向けた各種の支援施策・サービスの充実に努めるとともに、住民が主体となった子育て支援活動や子どもの育成活動、世代間交流等の促進・活性化を図ります。
- 親の働き方の見直しや子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

- ①子育てに関する情報提供・相談体制の充実
  - ・子育てや家庭教育に関する情報提供の充実
  - ・子育てや家庭教育に関する学習機会の充実
  - ・各種子育て相談の充実
  - ・保育サービスに関する情報提供
- ②子育て交流の促進
  - ・子育て支援ネットワークの充実
  - ・保護者による自主的な活動の育成と支援
  - ・地域における子育て支援体制づくり
  - ・子育てひろば事業
  - ・子育て支援センターの拡充 等
- ③保育サービスの充実
  - ・施設型給付による、保育所、幼稚園、認定こども園の充実
  - ・地域型保育給付による保育サービスの提供
  - ・地域の子ども・子育て支援の充実
  - ・ファミリー・サポート・センター事業の推進
  - ・子育て支援ホームヘルパー派遣事業 等
- ④放課後児童の健全育成
  - ・子どもの居場所づくり
  - ・放課後における子どもの保育等の充実
- ⑤子育てに伴う経済的負担の軽減
  - ・子育て世帯の経済的負担の軽減
  - ・障がいのある子どもの経済的負担の軽減
  - ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減
  - ・就学援助の実施
  - ・各種奨学金の支給 等
- ⑥子どもと親の健康づくり
  - ・母子健康手帳の交付
  - ・妊婦健康診査の推進
  - ・妊娠・出産等に関する学習機会の充実
  - ・妊産婦・新生児訪問指導
  - ・こにちは赤ちゃん事業の充実
  - ・乳幼児健康診 等
- ⑦仕事と家庭生活の両立
  - ・仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発
  - ・男女共同による子育ての推進 等



### 2 きめ細やかな配慮を必要とする家庭への支援

- 子どもの人権尊重を踏まえ、要保護児童等の支援を行います。
- 障がい、疾病、虐待等で支援が必要な子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。
- 貧困対策計画の取り組みとの連動を図りながら、困難を抱える保護者への就労支援や、ひとり親の子育て世帯などに対する経済的支援、制度の狭間にある家庭への生活支援など、地域や団体と協力・連携しつつ取り組みを進めます。

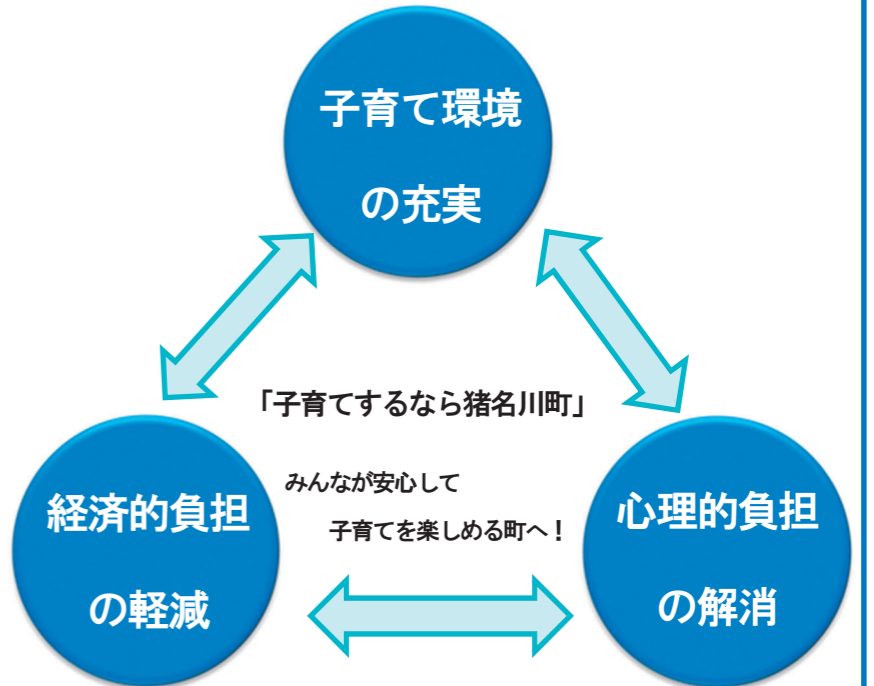
- ①子どもの権利擁護
  - ・児童虐待防止ネットワークの構築
  - ・児童虐待の早期発見・相談支援体制の確立
  - ・児童虐待防止に関する啓発
- ②ひとり親家庭の生活支援と自立促進
  - ・ひとり親家庭等に対する相談体制の充実
  - ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実
  - ・障がいの早期発見・早期療育
  - ・相談体制の充実
  - ・発達障がいのある子どもに関する相談支援
  - ・障害のある子どもに対する福祉サービスの実施
  - ・障がいのある子どもの社会参加の促進
  - ・就園指導の実施
  - ・障がい児保育の推進
  - ・特別支援教育の充実
  - ・障がいへの理解・啓発の推進
- ④貧困対策の推進
  - ※「子どもの貧困対策計画」を参照



### 3 子どもたちを健やかに育む環境づくり

- 知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの「生きる力」を育成し、社会的自立の基礎を培うため、学校、家庭、地域が連携し、教育環境の整備を推進します。
- 教育・保育の質の向上を図り、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を強化します。
- 健やかな成長に向け、家庭内でのコミュニケーションの活性化や、安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

- ①教育環境の整備
  - ・命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進
  - ・乳幼児とのふれあい体験の充実
  - ・健康・体力づくり、食育の推進
  - ・心の悩みに対する相談支援体制の充実
- ②教育・保育の連携や子育て支援の質の向上
  - ・特色ある学校づくりの推進
  - ・地域に開かれた教育・保育環境づくり
  - ・学校・幼稚園・保育所・認定こども園間の連携強化
  - ・幼児教育・保育の充実 等
- ③子育てを支援する生活環境の整備
  - ・地域における見守り体制の充実
  - ・環境浄化活動の実施
  - ・薬物乱用防止対策の推進
  - ・悪質な情報からの子どもの保護
  - ・ゆとりとるおいある住環境の整備 等
- ④子どもの安全の確保
  - ・交通安全の啓発と学習機会の充実
  - ・防犯意識の啓発
  - ・学校・園における防犯対策の充実
  - ・地域での安心・安全ネットワークづくり



- 中学校卒業までの医療費無料を継続
  - ◆乳幼児等医療費・こども医療費助成制度
  - ◆中学校卒業までの医療費が完全無料（所得制限なし）により、安心して、子育てができる環境を推進

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実
  - ◆妊娠・出産包括支援事業や子育て支援ホームヘルパー事業等により、保護者の心理的な安定をサポートし、不安解消に向けた相談事業等を充実